

○ 湖南衛生組合会計年度任用職員に関する規則

令和 2 年 4 月 1 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 37 年湖南衛生組合条例第 5 号。以下「勤務時間条例」という。）及び湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年湖南衛生組合条例第 1 号。以下「報酬条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の設置及びその任用、勤務条件等並びに報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(職及び定数)

第 2 条 会計年度任用職員の職は、一会計年度を通じて置かれた職であって、学識、知識、経験に基づき補助的な業務に従事し、行政運営を補完する業務を行う職とし、定数は 1 人とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又は臨時の職に関する場合は、別に定めるところにより、会計年度任用職員を任用することができる。

(任用)

第 3 条 会計年度任用職員は、任用に関わる職の遂行に必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、任命権者が任命する。

2 会計年度任用職員の任用は、全て条件付きとし、当該職員がその職において 1 月（任用後 1 月間において実際に勤務した日数が 15 日に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまでの間）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式に任用するものとする。

(勤務日及び正規の勤務時間)

第 4 条 会計年度任用職員の勤務日数は、原則として 1 週間（日曜日から土曜日までの 7 日間をいう。以下同じ。）のうち 5 日以内とする。

2 会計年度任用職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1 日 6 時間 30 分以内とする。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合に限り、正規の勤務時間を 6 時間 30 分を超える時間とすることができる。

3 前項ただし書の規定により、正規の勤務時間を 6 時間 30 分を超える時間とするときは、7 時間 30 分を超えることはできない。

4 会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、所属長が定める。

(休憩時間)

第 5 条 会計年度任用職員の 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合においては 45 分以上、8 時間を超える場合においては 1 時間以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に与える。

2 前項に規定する休憩時間を与える時間は、所属長が定める。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限並びに時間外勤務の免除及び制限)

第6条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限並びに時間外勤務の免除及び制限については、勤務時間条例第31条から第33条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

第7条 年次有給休暇は、会計年度任用職員として任用した日に与えるものとし、その日数は1週間における勤務日数及び第5項に定めるところにより算定する任用期間に応じて、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)について次の表のとおりとする。

週 の 所 定 勤 務 日 数	任用期間						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以降
5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2 5月以降において新たに会計年度任用職員として任命された者のその年度の年次有給休暇の日数は、前項に規定する年次有給休暇の日数にその者の任用期間の月数を乗じて得た日数を12で除して得た日数(1日未満の端数は、四捨五入する。)とする。

3 会計年度任用職員が一の任用期間の満了後引き続いて任用された場合(任用期間の満了日から次の任用期間の初日までの期間が1月未満である場合を含む。)であって、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうちその前年度に使用しなかった日数があるときは、その年度に限りこれを請求することができる。ただし、その日数と引き続く任用に伴い新たに与えられた年次有給休暇の日数の合計が20日を超えるときは、その超えた日数は、請求することができない。

4 前項本文の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の前年度における勤務した総日数が勤務すべき日数の総日数の8割に満たないときは、これを請求することができない。

5 任用期間の算定は、次に掲げるところによる。

(1) 任用期間と次の任用期間が引き続く期間であるときは、これを通算し

た期間を任用期間とする。

(2) 任用期間の満了日から次の任用期間の初日までの間が1月未満であるときは、これを引き続く期間とみなす。

(3) 任用期間は、毎年4月1日を基準とし、前年度における任用期間の合計が6月を超えるときは1年とし、6月以下のときは切り捨てる。

6 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1日の勤務時間が6時間以上である会計年度任用職員にあっては半日又は1時間を単位として、それ以外の会計年度任用職員にあっては1時間を単位として与えることができる。

7 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）をもって1日とし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員の任用期間内の全勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日の日数で除して得た時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）をもって1日とする。

8 年次有給休暇は、会計年度任用職員から請求があった場合に与えるものとする。ただし、職務に支障があるときは、任命権者は、他の時期に変更することができる。

（特別休暇）

第8条 任命権者は、会計年度任用職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合の有給の特別休暇として、公民権の行使、官公署への出頭、現住居の滅失等休暇、災害等による出勤困難休暇、災害時等の退勤途上危険回避休暇、忌引休暇、結婚休暇及び夏期休暇を、無給の特別休暇として、子の看護休暇、育児時間、生理日の休暇、産前休暇、産後休暇、母子保健休暇、妊娠中の通勤緩和、妊娠症状対応休暇、公務上の傷病休暇、私傷病休暇、介護休暇、短期の介護休暇及び介護時間を与えるものとする。

2 前条第7項の規定は、1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合について準用する。この場合において、同項中「年次有給休暇」とあるのは「特別休暇」と読み替えるものとする。

（公民権の行使）

第9条 公民権の行使については、勤務時間条例第11条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「正規の勤務時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(官公署への出頭)

第10条 官公署への出頭については、勤務時間条例第12条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(現住居の滅失等休暇)

第11条 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるときは、7日の範囲内の期間を限度として、休暇を与えるものとする。

- (1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(災害等による出勤困難休暇)

第12条 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められるときは、その必要と認められる期間の休暇を与えるものとする。

(災害時等の退勤途上危険回避休暇)

第13条 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、その必要と認められる期間の休暇を与えるものとする。

(忌引休暇)

第14条 会計年度任用職員（6月以上の任用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）の親族（別表第1に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、当該職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、別表第2に掲げる親族の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）を限度として、連続する日数の休暇を与えるものとする。

(結婚休暇)

第15条 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、連続する5日以内の休暇を与えることができる。

2 前項に規定する休暇は、結婚の日の5日前から当該結婚の日後2週間を経過する日までの間に与えるものとする。

(夏期休暇)

第16条 夏期(7月1日から9月30日までの間をいう。)において、会計年度任用職員(6月以上の任用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。第26条において同じ。)が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められるときは、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日に応じて、別表第2に定める日数の夏期休暇を承認するものとする。

2 夏期休暇は、1日を単位として承認する。ただし、1日の勤務時間が6時間以上である会計年度任用職員にあっては、業務に支障がないと認めるときは半日を単位として承認することができる。

(子の看護休暇)

第17条 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であって、6月以上継続勤務しているものに限る。以下この条において同じ。)が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)のため又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日(養育する子が複数の場合にあっては、10日)以内の子の看護休暇を与えるものとする。

2 5月以降において新たに会計年度任用職員として任命された者のその年度の子の看護休暇の日数は、5日にその者の任用期間の月数を乗じて得た日数を12で除して得た日数(1日未満の端数は、四捨五入する。)とする。

3 子の看護休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。

(育児時間)

第18条 生後1年に達しない生児を育てる会計年度任用職員から生児を育てるために請求があった場合は、育児時間を与えるものとする。

2 育児時間は、1生児(1回の出産で生まれた複数の生児は、1生児とみなす。)について1日2回それぞれ30分間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定す

る者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員が当該休暇を使用しようとする日における当該休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)とする。

(生理日の休暇)

第19条 生理日の勤務が著しく困難な女性の会計年度任用職員から請求があった場合は、生理日の休暇を与えるものとする。

(産前休暇)

第20条 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員から請求があった場合は、産前休暇を与えるものとする。

(産後休暇)

第21条 女性の会計年度任用職員が出産した場合は、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの間、産後休暇を与えるものとする。ただし、出産の日の翌日以後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が業務に就くことを申し出た場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることを妨げない。

(母子保健休暇)

第22条 母子保健休暇については、勤務時間条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「女性職員」とあるのは「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(妊娠中の通勤緩和)

第23条 妊娠中の通勤緩和については、勤務時間条例第17条の規定を準用する。この場合において、同条中「女性職員」とあるのは「女性の会計年度任用職員」と、「正規の勤務時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(妊娠症状対応休暇)

第24条 妊娠症状対応休暇については、勤務時間条例第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「女性職員」とあるのは「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(公務上の傷病休暇)

第25条 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、その必要と

認められる期間の休暇を与えるものとする。

(私傷病休暇)

第26条 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日又は1年間の勤務日に応じて、一の年度において別表第3に定める日数を限度として、休暇を与えるものとする。

(介護休暇)

第27条 介護休暇については、勤務時間条例第25条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であって、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該休暇を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないものに限る。)」と、同条第2項中「6月」とあるのは「93日」と、「180日」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

(短期の介護休暇)

第28条 短期の介護休暇については、勤務時間条例第26条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であつて、6月以上継続勤務しているものに限る。)」と読み替えるものとする。

(介護時間)

第29条 任命権者は、会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであつて、引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。)が要介護者の介護をするために、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇として、介護時間(当該会計年度任用職員について定められた勤務時間のうち必要と認められる時間について勤務しないことをいう。以下この条において同じ。)を承認するものとする。

2 介護時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、当該介護時間取得の初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休暇と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間のうち30分を単位とし、かつ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間。

以下この項について同じ。)を超えない範囲内で承認するものとする。ただし、第18条に規定する育児時間又は湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年湖南衛生組合条例第5号)第8条に規定する部分休業を承認されている会計年度任用職員に対する介護時間は、1日につき2時間から当該育児時間又は部分休業に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で承認するものとする。

(年次有給休暇の請求等)

第30条 会計年度職員が、第7条の年次有給休暇、第8条の有給の特別休暇及び無給の特別休暇を取得しようとするときの請求の方法及び任命権者が行う承認については、常勤の一般職の職員の例による。

2 第14条、第15条、第20条、第21条、第24条、第26条及び第27条の規定による休暇の期間には、勤務日以外の日を含むものとする。

(報酬の額)

第31条 報酬条例第2条第1項の規則で定める額は、時間額1,120円とする。

2 第2条第2項の規定により任用する会計年度任用職員の報酬の額は、職務に応じ、予算の範囲内で任命権者が定める額とする。

(令和6年規則1・一部改正)

(地域手当に相当する報酬の額)

第32条 報酬条例第3条の規則で定める額は、前条第1項に掲げる額に100分の10を乗じて得た額とする。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第33条 会計年度任用職員の1日の勤務時間が7時間45分を超えたときは、その超えた時間に対して、当該会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬及び地域手当に相当する報酬の額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の150)を乗じて得た額を、時間外勤務手当又はこれに相当する報酬として支給する。

2 前項の規定は、会計年度任用職員の1週間の勤務時間(前項の規定の適用を受けて勤務した時間を除く。)が38時間45分を超えたときの時間外勤務手当に相当する報酬の算定について準用する。

(端数処理)

第34条 第31条の規定により報酬の額を算定する場合において、会計年度任用職員の1月の勤務時間に30分以上1時間未満の端数があるときはこれを30分とし、30分未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 会計年度任用職員の1日の勤務時間が7時間45分を超えた場合及び1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合における報酬の額の算定については、前項の規定を適用しない。この場合において、1日の勤務時間が7時



間を超え7時間45分に達するまでの勤務時間又は1週間の勤務時間が38時間を超え38時間45分に達するまでの勤務時間に対する報酬の額は、当該会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額に、4分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

（期末手当の支給対象外会計年度任用職員）

第35条 報酬条例第5条第1項前段の規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者（報酬条例第5条第3項に該当する者を除く。）とする。

- (1) 一会計年度において任用される期間が通算して6月に満たない者
- (2) 1週間当たりの正規の勤務時間の平均が、20時間に満たない者
- (3) 休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている者をいう。）
- (4) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている者をいう。）
- (5) 停職者（法第29条第1項の規定により停職にされている者をいう。）
- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の者のうち、報酬条例第5条第1項に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある者以外の者

2 報酬条例第5条第1項後段の規則で定める職員は、その退職し、任期が満了し、又は死亡した日において前項第3号から第6号までのいずれかに該当する職員であった者とする。

（期末手当に係る在職期間）

第36条 報酬条例第5条第2項において準用する湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和37年条例第6号）第18条第2項の在職期間は、報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 前条第1項第5号に掲げる者として在職した期間については、その全期間
- (2) 前条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者として在職した期間又は育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている者（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である者を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

（期末手当基礎額）

第37条 報酬条例第5条第2項の規則で定める額（以下「期末手当基礎額」

という。)は、当該会計年度任用職員が受けるべき報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額(以下「報酬額」という。)の合計額を、別に定める方法により月額に換算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、同法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。)又は湖南衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和42年湖南衛生組合条例第2号)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償等」という。)を受けている者 当該者の給与額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日において同法第12条の2の2第2項又は同条例第9条第1項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を100分の70に減額されている場合においては、報酬額の100分の70の額に基づく期末手当基礎額

(2) 基準日において、法第29条第1項の規定により、その報酬額を減額されている者 減給された後の報酬額に基づく期末手当基礎額

(3) 基準日において育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の者

基準日現在において当該者が受けるべき報酬額に基づく期末手当基礎額  
第38条 期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(通勤に係る費用弁償の支給)

第39条 報酬条例第6条第3項に規定する通勤に係る費用弁償の支給については、次条から第45条までに定めるところによる。

(用語の意義)

第40条 この条から第45条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通勤 会計年度任用職員が勤務のためその者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

(2) 通勤距離 会計年度任用職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さをいう。

(3) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動車並びに任命権者が特に承認する交通の用具をいう。

(支給対象者)

第41条 通勤に係る費用弁償は、次に掲げる会計年度任用職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする会計年度任用職員（交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる会計年度任用職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車等を使用することを常例とする会計年度任用職員（自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする会計年度任用職員（交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（通勤に係る費用弁償の額）

第42条 月における通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる会計年度任用職員 任用の期間及び勤務日数に応じ、定期券その他の運賃の支払方法のうち最も低廉となる当該期間の通勤に要する運賃に相当する額（定期券を利用する場合は、当該定期券の価額を有効期間の月数（異なる有効期間の組合せによる場合はその合計の月数とする。）で除して得た額（以下「運賃相当月額」という。）であって、55,000円を限度とする額
- (2) 前条第2号に掲げる会計年度任用職員 別表第4の左欄に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、同表の中欄に定める額に月における勤務日数を乗じて得た額であって、同表の右欄に定める額を当該月における限度とする額
- (3) 前条第3号に掲げる会計年度任用職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して次のアからウまでに定める区分に応じ、当該各号に定める額
  - ア 会計年度任用職員（その利用する交通機関が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である会計年度任用職員 第1号に掲げる額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
  - イ 会計年度任用職員のうち、運賃相当月額が前号に掲げる額以上であ

る会計年度任用職員（アに掲げる会計年度任用職員を除く。） 第1号  
に掲げる額

ウ 会計年度任用職員のうち、運賃相当月額が前号に掲げる額未満である  
会計年度任用職員（アに掲げる会計年度任用職員を除く。） 前号に  
掲げる額

（届出）

第43条 会計年度任用職員は、新たに通勤に係る費用弁償の支給を受ける場  
合には、会計年度任用職員通勤届により、その通勤の実情を5日以内に任  
命権者に届け出なければならない。会計年度任用職員が次のいずれかに該  
当する場合についても、同様とする。

(1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する  
運賃の額に変更があったとき。

(2) 前号に該当することにより第41条の規定により通勤に係る費用弁償  
の支給を受ける会計年度任用職員でなくなったとき。

（運賃相当月額の算出の基準）

第44条 運賃相当月額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経  
済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の  
額によるものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路  
とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

（事後の確認）

第45条 現に通勤に係る費用弁償の支給を受けている会計年度任用職員につ  
いて、その者が通勤に係る費用弁償の支給要件を具備しているか及び通勤  
に係る費用弁償の額が適正であるかを当該会計年度任用職員に定期券等の  
提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確  
認するものとする。

（公務災害補償）

第46条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償  
については、労働者災害補償保険法及び湖南衛生組合議会の議員その他非  
常勤の職員の公務災害補償に関する条例の定めるところによる。

（健康診断）

第47条 会計年度任用職員には、必要に応じて健康診断を実施する。

（被服その他）

第48条 会計年度任用職員の被服、その他職務遂行上必要な支給品又は貸与  
品については、一般職の常勤の職員の例による。

（辞職）

第49条 会計年度任用職員が辞職を申し出たときは、その職を免ずるものとする。

(委任)

第50条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月25日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
伯父若しくは叔父又は伯母若しくは叔母	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
伯父若しくは叔父又は伯母若しくは叔母の配偶者	1日

別表第2（第16条関係）

1週間の勤務日	3日以上	2日	1日
日数	3日	2日	1日

別表第3（第26条関係）

1週間の勤務日	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日	217日以上	169日から216日まで	121日から168日	73日から120日まで	48日から72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

別表第4（第42条関係）

自転車等の片道の使用距離の区分	勤務1日当たりの通勤手当の額	1か月の通勤手当の限度額
2キロメートル以上 5キロメートル未満	190 円	3,800 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	210	4,200
10キロメートル以上 15キロメートル未満	345	6,900
15キロメートル以上 20キロメートル未満	450	9,000
20キロメートル以上 25キロメートル未満	555	11,100
25キロメートル以上 30キロメートル未満	660	13,200
30キロメートル以上 35キロメートル未満	765	15,300
35キロメートル以上	870	17,400